

# 豊田市中小事業所等 LED 照明器具更新費補助金交付要綱手続要領

令和 8 年 4 月 27 日施行

令和 8 年 5 月 18 日改正

## はじめに

本補助金は税金を財源としているため、社会的にその適正な執行が強く求められます。当市は、**当然ながら厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽の申請や不正行為に対しては厳正に対処します。**

本補助金を申請するに当たっては、豊田市中小事業所等 LED 照明器具更新費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）及び本手続要領をよく理解した上で、以下の点について十分認識し、補助金の申請に関する全ての手続を適正に行っていただきますようお願いいたします。

- (1) 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- (2) 虚偽の申請や不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付の決定の取り消しを行うとともに、支払済みの補助金のうち、取り消し対象となった額を返還していただくこととなります。
- (3) 実態と異なる書類等を作成して補助金を受給した場合は、詐欺罪（刑法第 246 条）が成立し、10 年以下の拘禁刑に処せられます。なお、現に補助金を受給していなくても、実態と異なる書類等を作成して補助金を受給しようとした場合は、詐欺未遂罪（刑法第 250 条）が成立し、10 年以下の拘禁刑に処せられます。
- (4) 補助対象事業の実施に当たっては、各種法令、基準等を遵守してください。
- (5) 補助対象事業に係る全ての資料は、補助対象事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存してください。
- (6) 補助対象事業により取得した財産については、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）第 8 条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、売却し、貸し付け、又は担保に供することはできません。
- (7) 要綱に規定する要件を欠くこととなったときは、交付決定の取り消し、交付の停止、補助金の返還などの対応を求める場合があります。

## 1 補助対象事業者（要綱第 4 条）

補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に事業所（個人事業主にあつては、市内に住所及び主たる事業所）を置く中小企業等（※ 1）であつて、要綱第 9 条に規定する補助金の事前確認依頼時点から遡って 1 年以上市内で事業を営む者のうち、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業を営む事業所又はそれに類する事業所を営んでいないこと（※ 2）。
- (2) 法人等（法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関

する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がないこと。

- (3) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められないこと。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者でないこと。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (7) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (8) 本市市税の滞納又は未申告がないこと。
- (9) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (10) 事業活動等に必要な許認可等を取得していること。

(※1) 中小企業等とは、次の①～③に掲げる者をいう。

- ① 中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号。以下「基本法」という。）第2条第1項に規定する者（※i）のうち、法人をいう。）
- ② 個人事業主（基本法第2条第1項に規定する者（※i）のうち、要綱第9条に規定する補助金の交付申請時点から遡って1年以上豊田市に居住している個人をいう。）
- ③ その他法人（会社法（平成17年法律第86号）上の会社（株式会社・合名会社・合資会社・合同会社・有限会社）以外の法人であり、かつ従業員が300人以下の法人をいう。ただし、宗教法人法第4条に規定する法人を除く。）

(※i) 基本法第2条第1項に規定する者とは、下表の(A)又は(B)の範囲に収まるものをいう。

業種	資本金 (A)	常時使用する従業員の数 (B)
製造業	3億円以下	300人以下
建設業		
運輸業		
その他の業種		
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	50人以下
小売業	5,000万円以下	100人以下

※卸売業、サービス業、小売業に該当する「日本標準産業分類」上の区別は、下表のとおりである。

基本法上の類型	日本標準産業分類上の分類
卸売業	大分類 I（卸売、小売業）のうち中分類 50～55 ・各種商品卸売業 ・繊維・衣服等卸売業 ・飲食料品卸売業 ・建設材料、鉱物・金属材料等卸売業 ・機械器具卸売業 ・その他の卸売業
小売業	大分類 F（電気・ガス・熱供給・水道業）のうち、 ・細分類 3313 電気小売業 ・細分類 3413 ガス小売業 大分類 I（卸売、小売業）のうち中分類 56～61 ・各種商品小売業 ・織物・衣服・身の回り品小売業 ・飲食料品小売業 ・機械器具小売業 ・その他の小売業 ・無店舗小売業 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち、 ・中分類 76 飲食店 ・中分類 77 持ち帰り・配達飲食サービス業
サービス業	大分類 G（情報通信業）のうち、 ・中分類 38 放送業 ・中分類 39 情報サービス業 ・小分類 411 映像情報制作・配給業 ・小分類 412 音声情報制作業 ・小分類 415 広告制作業 ・小分類 416 映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業 大分類 H（運輸業・郵便業）のうち、 ・細分類 4892 レッカー・ロードサービス業 大分類 K（不動産業、物品賃貸業）のうち、 ・小分類 693 駐車場業 ・中分類 70 物品賃貸業 大分類 L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類 M（宿泊業、飲食サービス業）のうち、 ・中分類 75 宿泊業 大分類 N（生活関連サービス業、娯楽業） ※ただし小分類 791（旅行業）は除く。 大分類 O（教育、学習支援業） 大分類 P（医療、福祉） 大分類 Q（複合サービス事業） 大分類 R（サービス業〈他に分類されないもの〉）

(※ 2) 主業は別にあり、副業で性風俗関連特殊営業(※ ii)を行っている場合も補助対象外となる。

(※ ii) 性風俗関連特殊営業とは、次の①～⑤に掲げる事業をいう。

①店舗型性風俗特殊営業
ソープランド、店舗型ファッションヘルス、ヌードスタジオ、個室ビデオ、のぞき部屋、ストリップ劇場、ラブホテル、モーテル、レンタルルーム、アダルトショップ、大人のおもちゃ屋、出会い系喫茶など
②無店舗型性風俗特殊営業
デリバリーヘルス、アダルトグッズのオンラインショップ など
③映像送信型性風俗特殊営業
インターネットを通じて性的な映像を有料配信する営業(ライブチャット含む。)
④店舗型電話異性紹介営業
テレクラなどの、店舗を設けて電話で異性と会話の機会を提供して紹介する営業
⑤無店舗型電話異性紹介営業
ツーショットダイアルなどの、店舗がなく電話で異性と会話の機会を提供して紹介する営業

## 2 補助対象設備(要綱第5条)

補助金の交付対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 既存設備の更新により導入する LED 照明器具(※ 3)であって、既存設備と比較してエネルギー消費効率が優れていること(※ 4)。
- (2) 更新前後で使用用途が同じであること(※ 5)。
- (3) 兼用設備、将来用設備又は予備設備ではないこと。
- (4) 補助対象事業者が購入し、所有し、使用すること(※ 6)。
- (5) 自社で製造する製品ではないこと。

(※ 3) LED 照明器具とは、**屋内**に固定して使用する照明器具(※ iii)であって、LED を光源として使用する照明器具(コンセント式又は電池式等の容易に持ち運ぶことができるもの及びランプ単体を除く。)をいう。

(※ iii) **屋内に固定して使用する照明器具とは、建物内部及び庇の下部に設置されたものをいう。ただし、専ら居住を目的とした居室に設置されたものを除く。**

(※ 4) 省エネルギー計算書(様式第3号)における「2 年間 CO<sub>2</sub> 排出量」の「削減量」欄が正の値になっていればよい。

(※ 5) 既存照明器具と更新予定の LED 照明器具で大幅に意匠が異なるものは補助対象外設備である。

【対象外の例】

- ・(既存) ベースライト型 → (更新後) ダクトレール型スポットライト
- ・(既存) シーリング型 → (更新後) ダウンライト型

また、既存照明器具と比較して光量が増す設備や既存照明器具にはなかった機能(調光制御機能等)が新たに付加された LED 照明器具等も補助対象外設備である。

(※ 6) リース品は補助対象外設備とする。

### 3 補助対象事業（要綱第6条）

補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が事業所に設置した既存設備を補助対象設備に更新する事業であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 補助対象設備の導入される場所が、市内の事業所内であること。
- (2) 国又は地方公共団体等から同一設備に対する補助金等の交付を受けている事業でないこと。
- (3) 蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外からLED照明器具に更新する事業であること。
- (4) 新たに事業活動を開始する新築又は新設の事業所に新たな設備を導入することを目的とした事業でないこと。
- (5) 既存の事業所において新たな設備の追加を目的とした事業でないこと。
- (6) 既存設備の省エネルギー化を目的とした事業であって、故障した設備の更新等を目的とした事業でないこと。
- (7) 専ら居住を目的とした居室における設備の更新を目的とした事業でないこと（※7）。

（※7）アパートやマンションにおいては、屋内の共用部（エントランス、廊下、階段、階段室、エレベーター、ベランダ等）に設置された設備のみが補助対象となる。

#### 【補助対象事業と補助対象外事業の判別】

- ①コンセント式で持ち運びができるもの … 対象外
- ②電池式、充電式のもの … 対象外
- ③ランプ単体を交換する事業 … 対象外
- ④シーリングタイプの照明 … 対象
- ⑤ランプー体型（スポットライト、天井埋め込み式ダウンライト）照明 … 対象
- ⑥非常灯 … 対象
- ⑦誘導灯 … 対象
- ⑧看板、ネオンサイン … 設置場所、照明器具の形状によって判断
- ⑨マンションの居室に設置された照明器具 … 対象外

### 3 補助対象経費・補助対象外経費（要綱第7条）

#### (1) 補助対象経費

補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費のうち、次の①～④に掲げる経費とする。

##### ①調査費

事業を行うために直接必要な調査、測量、工事管理及び試験に要する経費

##### ②設計費

事業を行うために直接必要な基本設計、実施設計に要する経費

##### ③設備費（設置工事費を含む。）

事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、足場など据付け等に要する経費、事業を行うために必要な機械の使用に要する経費、既存照明の撤去に要する費用（処分費は対象外）

##### ④付帯工事費

事業を行うために直接必要な天井補強工事に要する経費

### 【補助対象となる工事例】

器具のタイプ	工事が必要な理由	必要な工事の例
直管蛍光灯	全ての蛍光灯器具には安定器が存在するため。	既存の安定器を外し、LED ランプ専用の部品による回路に組み替える。またソケット、端子台、配線は仕様、劣化状態を確認の上、必要に応じて交換。または器具ごと交換
ダウンライト・埋込器具	器具本体が天井に埋め込まれており、配線が直接接続されている場合。(電球型 LED が使用できない場合)	器具の取り外し、新しい LED 一体型器具への取り付け、配線結線作業
引掛シーリングがない場合	新しい照明器具を取り付けるための配線器具がない場合	天井に引掛シーリングなどを新設する工事

### (2) 補助対象外経費

次の各号に掲げるものは補助対象経費としない。

- ①消費税相当額
- ②地方消費税相当額
- ③印紙税
- ④登録免許税
- ⑤法令手続に係る手数料
- ⑥その他公租公課
- ⑦その他市長が不相当と認める費用

## 4 補助金の額・限度額（要綱第8条）

補助金の額及び限度額については以下に定める額とし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

補助金の額 … 補助対象経費の合計額の 2 分の 1  
 限度額 … 300 万円

## 5 事前確認依頼・実施期間

### (1) 事前確認依頼（要綱第9条）

令和8年6月1日（月）～**令和8年8月31日（月）**

※事前確認依頼は、同一事業者につき1回までとする。

※事前確認依頼の期間に関わらず、予算がなくなり次第、受付を終了する。

### (2) 実施期間（要綱第11条）

事前確認依頼の翌日から**令和8年12月31日（木）**までに指定事業を完了すること。

※事前確認を受けた補助対象事業（以下「認証事業」という。）は、事前確認依頼の

翌日から着手（発注・契約）することができる。

※認証事業の完了とは、認証事業の実施及び認証事業に係る全ての支払いが完了することをいう。

## 6 交付申請・実績報告（要綱第 13 条）

事前確認を受けた者（以下「認証事業者」という。）は、認証事業が完了したときから起算して 30 日以内に、市長に提出しなければならない。

※申請書等の提出先は「豊田市中事業所等 LED 照明器具更新費補助金事務センター」

## 7 内容変更等（要綱第 11 条）

認証事業者は、認証事業の内容を変更（廃止及び中止を含む。以下同じ。）をする場合は、直ちに「豊田市中事業所等 LED 照明器具更新費補助金事務センター」に認証事業計画変更事前確認依頼書（様式第 7 号）を提出し、その確認を受けなければならない。

ただし、市長が特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

### 【変更事前確認が必要なケース】

(1) 所在地、社名・団体名又は代表者の変更

(2) 補助対象経費が増加する場合

予算の範囲内での交付となり、必ずしも増額できるわけではないため、増額することが判明した時点で、すみやかに事務センターに相談すること。

※補助対象設備の変更は認めない。

(3) 対象経費が 20%以上減少するとき

(4) その他市長が必要と認めるとき

## 8 提出書類

### (1) 事前確認依頼時に提出する書類（要綱第 9 条）

	法人	個人事業主
豊田市中事業所等 LED 照明器具更新費補助金事前確認依頼書（様式第 1 号）	○	○
積算根拠資料（任意様式見積書。原則 2 社以上）	○	○
収支予算（決算）書（様式第 2 号）	○	○
省エネルギー計算書（様式第 3 号）	○	○
誓約書（様式第 4 号）	○	○
役員一覧表（様式第 5 号）（中小企業及びその他法人に限る。）	○	—
豊田市税の完納証明書（申請日以前かつ 3 か月以内に取得したもの。写しでも可）	○	○
補助対象事業等の内容を確認できる資料（企業の概要書（個人事業主の場合は事業概要書。事業内容が確認できる会社等のホームページの写しやパンフレット等）、建物平面図、照明配置図（更新前の照明配置図と更新後の照明配置計画図の双方を添付すること。))(※ 8)	○	○
更新前の照明の設置状況が確認できる写真等	○	○
定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類（中小企業及びその他法人に限る。）	○	○

法人の履歴事項全部証明書の写し（中小企業及びその他法人に限る。3か月以内に発行されたものに限る。）	○	—
確定申告書及び所得税青色申告決算書の写し又は収支内訳書の写し（個人事業主に限る。税務署の受領印が押印されていないときは、国税電子申告・納税システムで確認できる受信結果（受信通知）を併せて添付すること。）（※9）	—	○
委任状（様式第13号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式）（申請を第三者に委任する場合に限る。）	△	△
発注先の支社、支店、営業所、出張所が市内にあることを証する書類（法人にあつては、課税標準の分割に関する明細書第二十二号の二様式、法人等の設立（異動）等の届出書の控え又は事業証明書。ただし、法人登記簿で本店を市内に置くことが確認できる場合を除く。個人事業主にあつては、個人事業の開業・廃業等届出書の控え、法人等の設立（異動）等の届出書の控え又は事業証明書。）	△	△
その他市長が必要と認めるもの	△	△

（※8）建物平面図に併せて照明の設置位置を図示している場合は、建物平面図と照明配置図（更新前の照明配置図と更新後の照明配置計画図の双方を添付すること。）を兼ねることができる。

（※9）税額が0円となるため確定申告をしていない場合は、その旨を記載した文書（電子申請の場合は電子データ）を確定申告書等の代わりに提出すること。

## （2）交付申請・実績報告時に提出する書類（要綱第13条）

	法人	個人事業主
豊田市中事業所等 LED 照明器具更新費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第9号）	○	○
更新後の設備等の設置状況が確認できる写真等	○	○
契約書等発注したことを証する書類等（契約書、発注書等）	○	○
領収書等支払いしたことを証する書類等（領収書、通帳の写し等）	○	○
収支予算（決算）書（様式第2号）	○	○
委任状（様式第13号又はそれと同等の内容を記載した任意の様式）（申請を第三者に委任する場合に限る。）	△	△
その他市長が必要と認めるもの	△	△

## （3）内容変更時に提出する書類（要綱第10条）

	法人	個人事業主
認証事業計画変更事前確認依頼書（様式第7号）	○	○
見積書	△	△
収支予算（決算）書（様式第2号）	△	△
省エネルギー計算書（様式第3号）	△	△
委任状（様式第13号又はそれと同等の内容を記載した任意の	△	△

様式) (申請を第三者に委任する場合に限る。)		
その他変更事項を証する書類	△	△

## 9 省エネルギー計算書の記載方法

### 【既存照明器具の消費電力について】

メーカー発行のカタログを参照し「メーカー名」、「型式番号」、「消費電力 (W)」を必ず入力する。

ただし、消費電力が不明の場合は、下表を参考に以下のとおり省エネルギー計算書(様式第3号)に入力する。

- 「メーカー名」の欄には下表「種類」を入力し、カッコで「所要領参照」を記載する。(記載例：電球型蛍光灯(所要領参照))
- 「型式番号」欄には下表の「大きさ」を入力する。
- 「消費電力 (W)」には下表の「照明器具消費電力 (W)」を入力する。

なお、「非常灯」については省エネルギー計算書(様式第3号)への記載は不要だが、照明配置図(更新前の照明配置図と更新後の照明配置計画図の双方を添付すること。)には「非常灯」の設置位置を記載すること。

種類	大きさ	照明器具消費電力 (W)
電球型蛍光灯	40 形	7 W
	60 形	11W
	100 形	21W
直管型蛍光灯 (1 灯)	40~45 形相当	44W
直管型蛍光灯 (2 灯)	40~45 形相当	86W
クリプトン電球	40 形	36W
	60 形	54W
	100 形	90W
白熱電球	40 形	36W
	60 形	54W
	100 形	90W
ハロゲン電球 JD110V 系	60	55W
	65 (赤外反射膜付)	65W
	85 (赤外反射膜付)	85W
	90 (赤外反射膜付)	90W
	130 (赤外反射膜付)	135W
	250	250W

【出典】一般社団法人日本照明器具工業会：ガイド 114「照明エネルギー消費係数算出のための照明器具の消費電力の参考値」

## 10 関係書類の保存（要綱第 16 条）

交付決定事業者は、交付決定を受けた認証事業（以下「補助事業」という。）に係る全ての関係書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して **5年間保存** しなければならない。

## 11 財産処分の制限（要綱第 17 条）

交付決定事業者は、総務省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・郵政省・自治省令第 6 号）第 8 条に定められた期間が経過するまでは、当該補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、売却し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではない。

なお、交付決定事業者は、財産処分の承認を得ようとするときは、財産処分承認申請書（様式第 11 号）を市長に提出しなければならない。

## 12 交付決定の取消し又は補助金の返還（要綱第 18 条）

以下の（1）から（5）までのいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部が取り消され、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還しなければならない。なお、既に交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を命ぜられた交付決定事業者は、補助金の返還を命ぜられた日から起算して **15日以内** に当該補助金を返還しなければならない。

- （1）規則、この要綱、事前確認のときに付した条件又は市長の指示に違反したとき。
- （2）補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- （3）補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。
- （4）要綱第 4 条各号のいずれかに該当したとき。
- （5）その他補助金の運用を不相当と認めたとき。

## 13 問合せ先・提出先

問合せ先：豊田市中事業所等 LED 照明器具更新費補助金事務センター

電話番号：050-5865-9873

曜日：火曜日～木曜日

時間：午前 10 時～午後 4 時（正午～午後 1 時を除く。）

開設期間：令和 8 年 5 月 26 日～令和 9 年 2 月 25 日

メールアドレス：toyota\_sangyoushinkouka\_ledhojyokin@os.persol-bd.co.jp

※補助金額確定後の「豊田市請求書（補助金・委託・工事用）」及び「財産処分承認申請書（様式第 11 号）」以外の書類は「事務センター」に提出すること。

※補助金の支払請求には「豊田市請求書（補助金・委託・工事用）」を用いること。

<https://www.city.toyota.aichi.jp/jigyousha/tetsuzuki/nyusatu/1022873/1004205.html>

※「豊田市請求書（補助金・委託・工事用）」は「豊田市産業振興課」に提出すること。

## 14 注意事項

- （1）提出書類等は、市に提出する前に、写しをとっておくこと。
- （2）事前確認依頼書を提出された場合でも、添付書類等に不備があった場合、受付できな

いことがある（不備事項を補正した上、再度提出）。

- （3）必要に応じて、認証事業者に認証事業の進捗状況、効果等及び認証事業により取得した財産について説明又は文書の提出を求めることがある。
- （4）要綱で定める期間中は、帳簿等の補助対象事業に係る全ての関係書類を保存しなければならない。
- （5）本補助金を活用した事業について、取材等を依頼する場合がある。
- （6）本手続要領に加え、要綱も必ず確認すること。